

1 静岡市の土地区画整理事業

あゆみ

静岡市の土地区画整理事業は、昭和6年に組合施行により着手した堂林地区(清水区 施行面積6.9ha)が最初で、これは静岡県下においても第1号の組合施行で、組合土地区画整理事業の発祥の地と称されています。また、堂林地区に続いて8組合が設立され、組合施行を主体に土地区画整理事業の戦前の第一期黄金時代を築き、都市計画事業の歴史に特筆されるものとなりました。

昭和15年には、現在のJR静岡駅周辺において大火復興土地区画整理事業が公共団体施行で行われ、その後、令和4年11月現在までに91地区1942.8haの整備が行われています。

戦災復興

大正時代の都市計画決定以来、各種の都市計画事業が進められてきましたが、第二次世界大戦の戦禍により大部分が廃墟と化してしまいました。

このような状況のなか、戦災からの復興を目指して昭和20年12月30日に閣議決定された「戦災地復興計画基本方針」に基づき用途地域、都市計画道路、公園緑地、港湾整備計画等の策定を行うと共に、土地区画整理事業の施行面積を決定し、事業の推進を図りました。

その計画面積は、昭和21年10月時点で、旧静岡市760.3ha、旧清水市426.4ha(その後、国鉄改良計画に伴い昭和23年4月に598.3haに拡大)でした。しかし、その後の財政上の理由などにより、施行地区を縮減して実施し、旧静岡市が昭和52年9月(施行面積256.5ha)、旧清水市が昭和36年5月(施行面積100ha)に戦災復興による土地区画整理事業を完了しました。

公共団体施行

旧静岡市においては、市域の中心部を整備した戦災復興土地区画整理事業を始めとし、西部に位置する用宗地区において、漁港の建設と併せ市施行の用宗土地区画整理事業を昭和36年に着手し、昭和43年には戦災復興土地区画整理事業から除外され未整備だった市中心部において、番町西地区の事業に着手しました。

旧清水市においては、戦時中に行われた道路建設や河川改修の事業用地が、未登記のまま放置されていた

ため、その課題の解決を目的に、戦災復興の土地区画整理事業とほぼ同時期に、第一土地区画整理事業が実施され、その後、引き続いて第二・第三土地区画整理事業が実施されました。また、昭和49年には、旧清水市中心部において、初めての国庫補助による渋川土地区画整理事業(24ha)に着手しました。

旧静岡清水の行政界をまたがった静清地区については、県施行の静清土地区画整理事業(132.1ha)として昭和40年に着手し、平成5年に完了しました。

近年では、駿河湾に面した大谷土地区画整理事業(38.7ha)が平成24年に完了し、JR清水駅周辺で実施した清水駅西土地区画整理事業(4.3ha)が平成27年に完了しました。また、国鉄清算事業団用地を活用して、高次都市施設の導入を行い魅力ある都市拠点地区の形成を目的とした東静岡駅周辺土地区画整理事業(50.5ha)が、平成29年度に完了しました。

組合施行

組合施行の土地区画整理事業は、県下第一号の堂林地区を始めに、これまで69地区(996.5ha)の区画整理事業が施行されました。

個人施行・共同施行

個人施行又は共同施行の土地区画整理事業は、市内で8地区(8.5ha)施行されました。

土地区画整理事業の施行区分

